

香川の食のアンテナショップ「さぬきダイニング」認定店舗募集要領

1 事業趣旨

香川県では、県民や本県を訪れる観光客を対象に、香川県の優れた食や食材をテーマとしたイベント等を、官民一体となって県内一円で開催するほか、県産食材を使ったこだわりの料理の提供店を広くPRすることなどにより、県産品の振興を図る「『かがわの食』Happyプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」事業を実施している。

その一環として、県産食材を使用した幅広い料理を提供するとともに、県外からの観光客にも自信をもって勧められる情報発信力の高いレストランや飲食店を「さぬきダイニング」として認定し、香川の「食」の情報発信拠点として、メニュー開発やレストランフェア等の開催を通じて、県産食材や香川県の認知度向上に取り組むものである。

2 募集対象（5店舗程度）

次に掲げる要件を満たす者とする。なお、同一店舗名で複数箇所において営業している場合は、そのうち1店舗に限る。

- (1) 香川県内に所在する飲食店舗であること。なお、対象となる店舗の所在が香川県内であれば、店舗の経営又は運営に関わる事業者（以下「事業者」という。）の所在は県外でも可とする。また、ホテルや大規模店舗等にある飲食店舗の場合は、宿泊者や会員に限定しない一般客が利用できるものであること。
- (2) 応募時点で1年以上の営業実績を持ち、営業継続中の店舗であること。ただし、1年未満の営業実績であっても、（一社）香川県調理師会、（公社）全日本司厨士協会四国地方香川県本部、（公社）日本中国料理協会四国地区本部香川県支部等、県内料理団体の推薦がある場合はこの限りではない。
- (3) 常時、調理師が従事し、安全安心な料理を提供する環境が整った店舗であること。
- (4) 店舗に概ね20席以上の席数を有すること。
- (5) 事業者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）、又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制の下にある団体でないこと。

3 活動要件

「さぬきダイニング」に認定された店舗（以下「認定店舗」という。）の活動要件は次のとおりとする。

- (1) 香川の「食」の情報発信拠点としての役割を担い、常時、県産食材を使った幅広い料理を提供すること。
- (2) 県産食材を使ったメニューの開発やレストランフェアの開催、プロジェクト事業への参画など県産食材の認知度向上のための取組を継続して実施すること。
- (3) 客に対して県産食材の適切な説明を行うこと。

4 応募方法

(1) 提出書類

- ① 選考申込書（様式1）
- ② 県産食材PR状況調書（様式2）
- ③ 決算状況を明らかにする書類（直近3事業年度分）
- ④ 香川県税等（全ての税目）に滞納のない旨の証明書及び法人税、消費税及び地方消費税に未納の税のない旨の証明書 各1部
※申込書の提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限る。
※写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。
※法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書は、税務署の納税証明書による場合、納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書用）を提出すること。
- ⑤ 事業者の組織がわかる書類（組織体制図など）
- ⑥ 店舗位置図（所在が分かるもの）
- ⑦ 店内レイアウト（店内平面図に厨房位置、テーブル数、イス数等を記載すること）
- ⑧ メニュー表
- ⑨ 店舗写真（外観、内装、料理）
- ⑩ その他参考になるもの

(2) 受付期間 令和5年8月21日（月）から令和5年9月22日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）

(3) 受付時間 8：30～12：00、13：00～17：15

(4) 提出方法 持参又は郵送 ※受付期間内必着

(5) 提出先 香川県交流推進部県産品振興課（下記9参照）

(6) 留意事項 応募に要する費用は事業者の負担とし、応募書類は返却しないものとする。

5 選考方法

(1) 事業者から提出のあった書類等を基に、選考委員会委員（以下「選考委員」という。）による現地審査（プレゼンテーション、試食、質疑応答）等を行う。選考委員は下記(2)選考基準に基づき審査を行う。なお、審査日程及び審査内容については、事業者へ別途通知する。

【現地審査の日程（予定）】 令和5年10月中旬（30分程度／1店舗）

(2) 選考基準

- ① 常時、県産食材を効果的に活用し、魅力的なメニューを提供していること。
- ② 事業者が県産食材の認知度向上に取り組んでいること。
- ③ 経営者の県産食材を活用した優れた店舗の実現に向けた理念が店舗責任者、従業員等に徹底され、客に対して県産食材の説明が的確に行われていること。
- ④ 店舗の外観、内装に清潔感があること。
- ⑤ 食品の安全性や衛生が確保され、調理師を常時配置し、安全安心な料理を提供する環境を整備していること。
- ⑥ 事業者の財務体質が健全であること。

⑦ 県産食材を使ったメニューの開発や、情報発信力に優れたレストランフェアの開催、プロジェクト事業への参画など、県産食材の認知度向上のための取組を継続して実施できること。

(3) 選考結果

選考結果は、応募者全員に通知する。なお、選考委員、審査内容及び経過、選出されなかった店舗の名称、その他得点等選考の詳細については公表しない。

6 認定

(1) 選考された店舗を認定店舗とし、事業者に認定証を交付する。

(2) 認定期間は、認定された年度を含む3か年とする。ただし、申請により更新ができるものとする。

7 認定店舗への支援

県及び「かがわの食」Happy プロジェクト実行委員会は、認定店舗に対し次の支援を行う。

(1) PR・情報発信

「さぬきダイニング」パンフレット等の作成・配布、県の広報媒体各種や「かがわの食」Happy プロジェクト公式サイト・SNS等での情報発信等

(2) その他支援

「さぬきダイニング」の看板交付、県産食材に関する情報提供、県産食材の調達の斡旋等

8 留意事項

(1) 認定に際して条件を付すことがある。

(2) 以下の場合、認定を取り消すことがある。

① 事業者から申し出があった場合

② 事業者が責務を果たすことが不可能と判断した場合

③ 申請と異なる事実があった場合

④ その他「さぬきダイニング」としてふさわしくない行為があった場合

9 応募・問い合わせ先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1-10

香川県交流推進部県産品振興課 食事業・情報発信グループ 担当：金関

TEL：087-832-3383 FAX：087-806-0237 E-mail：af8377@pref.kagawa.lg.jp

10 スケジュール（予定）

8月21日（月） 募集開始

9月22日（金） 募集終了、選考申込書受付締切り

10月中旬 選考委員会（現地調査等）

10月下旬 選考結果通知

11月中旬 認定証交付

【参考】「かがわの食」Happy プロジェクト <https://www.kensanpin.org/umaimon/>

- ・さぬきまるごとシリーズ（中華ちまき・かしわ餅、月見だんご、恵方巻・恵方ロール）
- ・香川のオリーブ3ツ星レストラン、イキな地魚うまいものフェア 等